

R4障害者入所・通所事業所等に係る説明会(集団指導)視聴確認票 確認問題の回答

13 確認問題1 既に義務化されているものを全て選んでください。

- 1 身体拘束の適正化を図るための措置
- 身体拘束の適正化を図るための措置(委員会の開催、指針の整備、研修の実施)は、令和4年4月1日から義務化されています。
(説明箇所:(2)実地指導を通じての留意点について)
<基準省令(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)第76条で準用する第35条の2他>
- 2 感染症の発生又はまん延防止のための措置
- 感染症の発生又はまん延防止のための措置(委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施)は、令和6年4月1日から義務化されます。
(説明箇所:(2)実地指導を通じての留意点について)
<基準省令(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)第71条他>
- 3 利用申込者のサービスの選択に役立つ重要事項を見やすい場所に掲示すること
- 運営規程の概要、従業員の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項の掲示が必要です。
(説明箇所:(2)実地指導を通じての留意点について)
<基準省令(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)第72条他>
- 4 虐待の発生又はその再発を防止するための措置
- 虐待の発生又はその再発を防止するための措置(委員会の開催、研修の実施、担当者の設置)は、令和4年4月1日から義務化されています。
(説明箇所:(2)実地指導を通じての留意点について)
<基準省令(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)第76条で準用する第40条の2他>

14 確認問題2 業務継続計画についての記述 説明箇所:(4)災害(業務継続計画等)に関して

- 1 業務継続計画とは、自然災害だけを想定して、事業を中断させないための方針や体制などを示した計画
- 2 業務継続計画とは、突発的な経営環境の変化などが発生した時に、重要な事業を必ず継続させるための方針や体制などを示した計画
- 1.2 自然災害以外にも、感染症のまん延防止や大事故、サプライチェーンの途絶など
- 突発的な経営環境の変化などが発生した場合に、重要な事業を中断させない又は中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針や体制などを示した計画のことをいいます。
- 3 業務継続計画における重要業務の例としては、食事や排せつ、医療的ケアなどが該当する
- 4 業務を中断させないために必要な資源は、職員のみである
- 障害福祉サービスの提供に必要な資源として、職員に加え、「防護具・消毒液等の備蓄品」などの確保が必要となります。

15 確認問題3 サービス管理責任者等の研修についての記述
説明箇所:(1)障害福祉サービス事業所等の運営上の留意点について

- 1 今後研修を受ける者は分野の別なく共通のカリキュラムを受講する
- 2 旧カリキュラム受講者は、令和6年度以降は更新研修を受講しないとサービス管理責任者として従事できない場合がある
- 旧カリキュラム受講者は、令和5年度末までに更新研修を受講しないとサービス管理責任者として配置ができなくなります。

- 3 令和元年度から令和3年度の基礎研修受講者は、基礎研修終了後3年間はサービス管理責任者とみなす
→ 基礎研修終了後3年間サービス管理責任者とみなすことができるのは、基礎研修受講者でかつ受講時点で実務要件を満たしている者に限られます。

- 4 今後新たにサービス管理責任者となる者は基礎研修終了後必ず2年間の実務を経て実践研修を受講する必要がある

16 短期入所
以外

個別支援計画の作成におけるアセスメントについての記述

- 1 サービス管理責任者が行う
- 2 記録をとる
- 3 計画原案の作成後に行う
→ アセスメントは計画原案の作成前に行う必要があります。
(説明箇所：(2) 実地指導を通じての留意点について)
<基準省令(平成18年9月29日厚生労働省令第171号) 第58条他>
- 4 利用者に対して行う

17 生介
自立訓練

欠席時対応加算についての記述

- 1 算定においては、欠席理由や相談援助の内容などの記録を残す必要がある
- 2 算定においては、利用の前々日から当日までの連絡が必要である
- 3 あらかじめ決まっていた通院の際も連絡を受け、相談援助を行えば、算定できる
→ あらかじめ決まっていた通院による欠席は、「急病等により利用を中止した場合」という算定要件に該当しないため算定はできません。
(説明箇所：(2) 実地指導を通じての留意点について)
<基準省令(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)>
- 4 算定においては、月4回が限度となる